

久留米市基幹系業務システムの運用最適化

に関する情報提供依頼

1. 情報提供依頼の経緯と目的

本市では、国が示す「地方公共団体の情報システムの標準化に向けた取組」に従い、標準化対象業務について、令和 8 年 1 月から段階的に標準準拠システムへの移行（以下、「標準化」という。）を開始しており、令和 9 年 1 月に終了する予定である。

但し、ガバメントクラウド利用料を中心に運用費用の高騰が課題となっており、標準化後もシステム構成や運用改善等、継続的な対策（以下、「運用最適化」という。）を行う必要がある。

<標準化後の課題>

- ① ガバメントクラウド利用料を中心に運用費用が高騰しており早急な対策（短期、中期）が必要（ソフトウェア・ハードウェア利用料、運用補助費含む）
- ② 移行過渡期（令和 8 年 1 月～12 月）に利用した共通機能の廃止（共通基盤の最適化）
- ③ オンプレミス環境の見直し（サーバ機器、業務端末、中速プリンタ等）
- ④ システム更改や標準仕様書改版への対応（データ連携等、マルチクラウドの活用も視野）
- ⑤ ①～④に付随した運用プロセスの見直し

特に課題①の運用費用肥大化は、複数のシステムが並存するマルチシステム環境が主な原因の一つであると分析している。この課題を解決するためには、システムの集約が不可欠であると考えている。

本依頼は、上記課題のうち、特に「① 運用費用の高騰」に対する具体的な解決策について、貴社の知見に基づく情報提供を依頼するものである。

提案された内容は、システムの更改を伴わずに実施できる対策を**「短期」、システム更改が必要となる対策を「中期」、貴社にて現在計画中（モダン化システム構築など）の対策を「長期」**と位置づけ、今後の採用を検討する。

※各対策の想定実施時期については、「資料 1_運用最適化の実施時期」を確認のこと。

標準化後の課題①は、マルチシステムにより運用費用が肥大化していることが 1 つの原因と考える。解決のためには、システムの集約が必要と考える。

2. 情報提供依頼スケジュール

本依頼の実施手順及びスケジュールは次のとおり。ただし、都合により変更する場合がある。その際は事前に通知する。

項目	期限
(1) 本依頼に関する質問の受付	令和 8 年 8 月 14 日（金曜）17:00 まで
(2) 情報提供依頼回答書の提出	令和 8 年 8 月 28 日（金曜）12:00 まで
(3) 提出内容に関するヒアリング	令和 8 年 9 月 1 日（火曜）～ 9 月 30 日（水曜）の期間で実施予定

3. 質問について

本依頼に関する質問は、以下の要領で行うこと。

(1) 受付期間

令和 8 年 8 月 14 日（金曜）17:00 まで

(2) 提出方法

「様式 1_質問書」に記入し、電子メールにて「6.問い合わせ先・提出先」まで送付すること。その際、電子メールの件名（題名）は「【久留米市】運用最適化 RFI 質問（貴社名）」とすること

(3) その他

- 来庁又は電話による質問に対しては回答できないため書面で行うこと
- 情報提供基準の均質化を図る観点から、各社からの質問事項とその回答については、業務別に本市で集約し、同一業務について本市が情報提供を依頼した事業者へ電子メールにて送付する

4. 回答書の提出について

(1) 提出方法

「様式 2_基幹系運用最適化に関する情報提供」に必要事項を記入の上、電子メールにて「6.問い合わせ先・提出先」まで送付すること。その際、電子メールの件名（題名）は「【久留米市】運用最適化 RFI 回答（貴社名）」とすること

(2) 記載項目

様式 2 の記載項目は以下のとおり。（ア）を確認し（イ）～（キ）について回答すること。回答できない項目は（イ）に「対策なし」と記入すること

(ア) 最適化案

「地方公共団体情報システム運用最適化計画」で想定されている「運用経費の増加要因」を参考に、本市が検討中の対策案。各案について回答すること（黄色網掛は現行事業者のみ回答）。

(イ) 対応方針

運用最適化の考え方（貴社提案や他市事例）。

(ウ) 着手時期

（貴社の要員状況等を踏まえて）最速でいつから作業着手可能か。

(エ) 稼働時期

（ウ）から着手した場合の対策完了時期（効果が発生する時期）。

(オ) 初期費用（貴社に支払う費用）

システムや運用変更に係る費用（貴社に支払う（ウ）～（エ）の期間に発生する費用）。

(カ) 運用保守費用（貴社に支払う費用）

対策完了後の運用保守費用（ガバメントクラウド運用管理補助費用を含めた貴社に支払う費用）。

(キ) 運用保守費用（GC 利用料（試算））

最適化対応完了後のガバメントクラウド利用料（試算結果）。

5. 注意事項

- (1) 情報提供依頼は、移行業務に関する技術や価格等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではない
- (2) 情報提供依頼に対して、どのような提案がなされても将来のシステム導入を約束するものではない
- (3) 情報提供依頼回答書及び付随資料の返却はできない
- (4) 提出された情報提供依頼回答書及び付随資料については、公文書として取り扱われる。そのため、これらの書類については、機密情報としない。また、第三者に利用された場合でも一切の責任を負いかねる
- (5) 情報提供依頼回答書及び付随資料に機密扱いとする情報が含まれている場合には、当該記載個所に機密扱いであることを明記すること。その場合、機密情報を取り扱うのは、久留米市職員と本業務に関する支援を受託している事業者に限り、他の地方公共団体や他社への配布が必要な場合には事前に別途協議を行う
- (6) 情報提供依頼回答書の内容については、必要に応じて無償で移行業務に係る計画策定等に利用する
- (7) 情報提供依頼回答書の作成にかかる費用は、全て貴社にて負担すること

6. 情報提供依頼回答書の提出先及び問い合わせ先

久留米市 総務部 情報政策課（担当：池田、岡村）

電話 0942-30-9060

電子メールアドレス jimukan@city.kurume.lg.jp

以上.